

# 八代市事業系ごみ処理ガイド

令和5年4月17日 作成 【表面】

(事業系ごみとは、サービス業・農林水産業を含むすべての事業活動に伴い生じる廃棄物です)

【産廃】産業廃棄物：エコエイトやつしろ(市施設)への持ち込みはできません。

【一廃】一般廃棄物：搬入基準(大きさ、数量)に従い、分別して持ち込んでください。

※一般廃棄物の種類によっては、市施設へ持ち込めない場合もあります。

区分	ごみの種類(一例)	主な業種	処理【分別の種類】	
			【産廃】	【一廃】
廃プラスチック類	〔プラスチック製全般〕 緩衝材(発泡スチロール・エアクッション)・飲食容器類・ビニール類(梱包・紐等)・ペットボトル・事務用品・ヘルメット・ポリタンク・フレコン・魚網・小型家電類・農業用ビニール等。ただし、下記①～③を除く。 ① 従業員が購入し、個人で消費したもの。 (例：ペン・消しゴム・小型収納BOX・ペットボトル・弁当容器・皿・コップ) ② 市民に消費されたものを店頭回収し、一般廃棄物收集運搬許可業者へ委託するもの。(例：コンビニ等の店頭にあるごみ箱や弁当店に返却された弁当がら等の飲食容器) ③ 一般廃棄物と混在したもので分別が困難なもの。 (例：飲食店等から出る中身の入ったパックや肉・魚の入ったトレイ)	全事業所	●	
金属くず	〔金属製全般〕 缶類・乾電池・刃物類・金属製の事務机・椅子・スプリング入りのソファ・一斗缶・金具類・針金・小型家電製品等。ただし、下記①、②を除く。 ① 従業員が購入し、個人で消費したもの。 (例：カッター・ホッチキス・飲食用の缶・消臭スプレー缶) ② 市民に消費されたものを店頭回収し、一般廃棄物收集運搬許可業者へ委託するもの。(例：コンビニ等の店頭にあるごみ箱や弁当店に返却された缶類等の飲食容器)	全事業所	●	●※3
ガラスくず 陶磁器くず	〔ガラス製品(皿・コップ・蛍光灯・電球等)・陶磁器類(湯呑・植木鉢等)等。ただし、下記①、②を除く。 ① 従業員が購入し、個人で消費したもの。 (例：ピン類・皿・コップ・湯呑み) ② 市民に消費されたものを店頭回収し、一般廃棄物收集運搬許可業者へ委託するもの。(例：コンビニ等の店頭にあるごみ箱や弁当店に返却されたピン類等の飲食容器)	全事業所	●	●※3
コンクリートくず がれき類	コンクリート片・コンクリートブロック・モルタル・石膏ボード・タイル・瓦等	全事業所	●	
紙くず	コピー用紙・段ボール・壁紙・包装材・包装紙、 バルブ・紙・書籍・雑誌・新聞紙・カタログ・カルテ等	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、 バルブ・紙・紙加工品製造業、製本業、印刷物加工業 新聞業(印刷発行を行うものに限る) 出版業(印刷出版を行うものに限る) 上記以外の全事業所及び会社事務所	●	●※1
木くず	建具工事等の残材・木切れ・木製工具・解体材・型枠・足場材・伐採材・伐根チップ・おがくず・木製品(家具等)等 ※剪定くずは全事業所において「一般廃棄物」 木製パレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る) バルブ・紙・紙加工品製造業(家具製造業含む)、 輸入木材の卸売業・物品貿易業 上記以外の全事業所(例：販売店等)及び会社事務所	●	●※2
繊維くず	ウエス・縄・ロープ・畳 繊維くず・木綿くず・羊毛くず 等の天然繊維くず ※畳のスタイルのみ・合成繊維はすべて「産廃(廃プラスチック類)」 布製の衣類(作業着等)・タオル・布団等 ※合成繊維の衣服は「産廃(廃プラスチック類)」	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く) 上記以外の全事業所及び会社事務所	●	●
動植物性残さ	骨・あら・野菜くず・酒かす・麵くず・パンくず等 ※原料として使用したもの	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業 上記以外の全事業所(例：飲食店・小売店・卸市場等)及び会社事務所	●	●
燃え殻	活性炭・焼却炉の残灰などの各種焼却かす(焼却灰)等 たばこの灰・吸い殻等	全事業所	●	●
廃油	天ぷら油やグリス等 ※鉱物性油や動植物性を問わない全ての油	全事業所	●	
ゴムくず	天然ゴムくず ※合成ゴムは「産廃(廃プラスチック類)」	全事業所	●	
動物の死体	動物の死体	畜産農業(酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、 畜産類似業、養蚕農業等) 上記以外の全事業所(例：ペットショップ、ブリーダー等)	●	●

※1 カルテ等の機密文書については、資源物または燃えるごみとしての受け入れは可能です。機密文書としての処理は、機密文書取扱業者へ依頼してください。

※2 木製と金属が一体化された家具については、主要部分が木製ならば一般廃棄物、金属ならば産業廃棄物としてそれぞれ処理してください。(例：天板が木製で脚部分が金属の長机は産廃)

※3

<p>「廃プラスチック」「金属くず」「ガラスくず」の中で、 エコエイトやつしろへ持ち込めるもの</p> <p style="color:red; font-weight:bold;">&lt;基準&gt;</p> <p style="color:red; font-weight:bold;">① 従業員が購入し、個人で消費したもの</p> <p style="color:red; font-weight:bold;">② 市民に消費され発生した廃棄物を店頭回収したもので、一般廃棄物收集運搬許可業者へ委託するもの</p> <p style="color:red; font-weight:bold;">③ 業務上多量の一般廃棄物と混在し、分別が困難なもの(総体一般廃棄物)</p>				
基準	ごみの種類	発生例	持ち込み者	注意事項
①	事務用品(ボールペン、消しゴム等)	従業員の使用に伴うもの	自社または一般廃棄物收集運搬許可業者	事務所全体で使用した棚・収納BOX/照明器具・掃除用具・小型家電(コピー機、電話機等)は、産業廃棄物のため持ち込みできません。
	ペットボトル	従業員の飲食に伴うもの		
	飲食容器・包装・食品トレイ	従業員の飲食に伴うもの		
	皿、コップ、箸	従業員の飲食に伴うもの		
②	ピン・缶類(飲食用・消臭スプレー等)	従業員の飲食、使用に伴うもの	一般廃棄物收集運搬許可業者のみ	市民に消費されていない容器類や梱包類等は、産業廃棄物のため持ち込みできません。
	ペットボトル	コンビニやスーパーの店頭にあるごみ箱や弁当店が販売後に回収した弁当がら等の飲食容器		
	飲食容器・包装・食品トレイ			
	皿、コップ、箸			
	ピン・缶類(飲食用)			
③	梱包類(発泡スチロール等)	電化製品等の取り付け後に返却された梱包類	自社または一般廃棄物收集運搬許可業者	安易に混在させず、可能な限り一般廃棄物と産業廃棄物に分別し適正に処理すること。
	食材容器・包装・食品トレイ	飲食店等から出る中身の入ったパックや肉・魚の入ったトレイ等で、生ごみ(一廃)と容器(産廃)の分別が困難で燃えるごみとして持ち込むもの		

## 事業系ごみの適正処理について

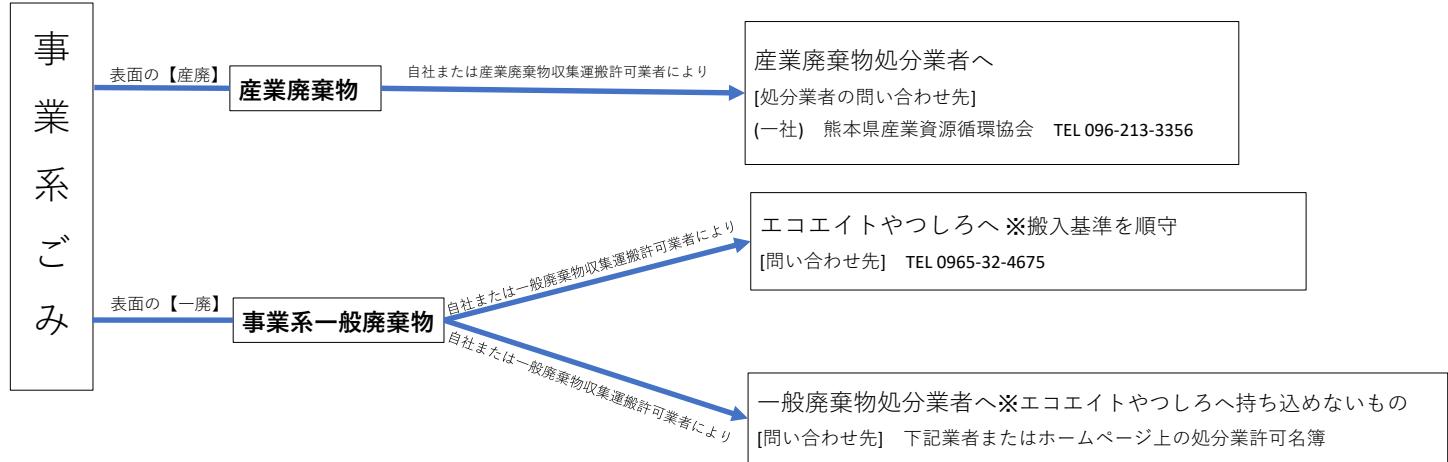
事業系ごみとは、製造業・建設業・サービス業・農林水産業等すべての事業活動に伴い生じる廃棄物です。

排出事業者は、【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】に基づき、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系ごみ）を自らの責任において、適正に処理しなければなりません。

事業系ごみは、大きく「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類され、エコエイトやつしろは一般廃棄物処理施設となり「事業系一般廃棄物」しか持ち込むことはできません。「産業廃棄物」については、産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理されるようお願いいたします。

エコエイトやつしろに「事業系ごみ」と「家庭からのごみ」を混載して搬入された場合には、すべて「事業系ごみ」として取り扱う場合があります。

「事業系ごみ」を「家庭からのごみ」と偽ってエコエイトやつしろで処理を行った場合は、【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】違反になる場合があります。



処理困難物（エコエイトやつしろに持ち込むことが出来ないごみ）の持込先一覧〔民間事業者〕

■ 全般的に引取りを行う事業者 ※品目の確認や営業時間、料金については、持ち込む前に電話でご確認ください。

事業者名	住所	電話番号	廃 塑 料	ゴ ム	金 屬	カラ ス	コ ン	電 離 子 磁 器	か れ き	紙 く ず	木 く ず	繊 維	搬入条件及び持ち込み可能なもの
(有)トヨダ	八代市新港町2丁目4-14	31-3122	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	家屋廃材、コンクリートブロック、ドラム缶、農業資材、農業用 ビニール、塩ビ管、廃タイヤ、タイヤホイール、温水器、FRP、 樹脂製波板、ポウリング球、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ 廃船、スレート、ドラム缶、耐火金庫、家屋廃材、漆喰壁(現場 で確認が必要)、カーバッテリー、小型家電、タイヤ、タイヤホ イール、樹脂製波板、タイル、レンガ(少量)、ポウリング球、汚 泥
(株)津田	八代市新港町2丁目4-4	37-1871	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	家屋廃材(柱)、コンクリートブロック、物干し台(支柱とコンク リート一体物も可)、水中ポンプ、水道管(銅管)、ドラム缶、ボ イラー(家庭用)、ウッドデッキ、シャッターフ(鋳戸)、仮塗、基 盤
(有)水野産業	八代市鏡町宝出1040-2	67-7155	○	○	○				○	○	○	○	石膏ボード、塩ビ管、波板(スレートは不可)
(株)三大	八代市鏡町大字宝出 1021-14	53-9998			○	○		○	○	○	○	○	家屋廃材(柱)、コンクリートブロック、物干し台(支柱とコンク リート一体物も可)、水中ポンプ、水道管(銅管)、ドラム缶、ボ イラー(家庭用)、ウッドデッキ、シャッターフ(鋳戸)、仮塗、基 盤

※廃塑（廃プラスチック）、ゴム（ゴムくず）、金属（金属くず）、ガラス（ガラスくず）、コン（コンクリート）、陶磁器（陶磁器くず）、がれき（がれき類）、繊維（繊維くず）

■ 専門的に引取りを行う事業者 某品目の確認や営業時間、料金については、持ち込む前に電話でご確認ください。

品目	事業者名	住所	電話番号	搬入する際の注意点など
紙類	㈱ 南	八代市新港町1丁目7-4	37-1521	紙類以外にも、ペットボトルとアルミ缶の引取可
蛍光管	㈱ 和泉商事リサイクル	八代市新港町1丁目3-1	37-2840	蛍光管(黄色も可) (LED電球、水銀灯は不可)
樹木剪定くず	八代ソイル	八代市南平和町355	35-9100	直径10cm以内、長さ1.5m以内 ※広がった枝部分は切断すること
	㈱ 南栄 港第2工場	八代市新港町2丁目4-11	37-3822	長さ2m以内
がれき類	マル工工業(有) 東陽リサイクルセンター	八代市東陽町北2472	65-2833	がれき類
	㈱ 吉田開発	八代市鏡町鏡548番地1	52-5262	木くず、コンクリート、石膏ボード(濡れたものは不可)
	㈱ 福岡建設合材	八代市千丁町古閑出262	46-1264	がれき類、コンクリート、石膏ボード、アスファルト殻
	シー・アール・ディ開発(㈱)	八代市港町262-26	37-2878	がれき類、コンクリート、アスファルト殻、セメント瓦、焼き瓦
使用済タイヤ	(有) 福岡産業	八代市新港町2丁目4-15	37-3825	
廃船	新宝産業(㈱)	八代市港町277	37-3171	原形のままの船に限る(崩れた状態の船は引取不可)
自動車/バッテリー	㈱ 本田商事	八代市麦島東町11-7	33-8362	自動車、バイク用のバッテリーのみ受入(付属品は引取不可)
消防器 〔リサイクル特定窓口〕	㈱ ホリタシステム	八代市上日置町4317	33-1740	搬入前に連絡が必要 (エアゾール式消火具、外国製消火器は引取不可)
	熊本防災設備	八代市大村町414-8	34-8169	搬入前に連絡が必要 (エアゾール式消火具、外国製消火器は引取不可)